

令和8年度

県立浦和商业高等学校

いじめ防止基本方針

目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	1
第2 いじめ早期発見への取組	1
第3 いじめの早期解決への取組	2
第4 いじめ問題に向けての校内組織	3
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	4
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	4
第7 年間行事予定	5

はじめに

浦和商业高等学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校では、PTAの活動や生徒の自助共助の取組を積極的に支援し、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会能力を育成することで、いじめの撲滅を図る。

- (1) 渉外部では、「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。
- (2) 生徒指導部では、生徒会活動など生徒の自主的ないじめ撲滅活動を支援していく。
- (3) 職員研修会等を通して、いじめの定義の理解及び組織的な対応等を含め、いじめ防止対策推進法について職員全体で確認し、理解を深めていく。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

第2 いじめ早期発見への取組

本校では、目指す学校像の理念に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍のできる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 生徒指導部は、「生徒対象いじめアンケート調査」を年2回（6月、1月）実施。
- (2) いじめ問題対策委員会は、「保護者対象いじめアンケート調査」を年2回（6月、1月）実施。
- (3) 日頃から、学校と保護者間で平素の学校生活や家庭での生活状況について情報交換を緊密に行いながら信頼関係を醸成していく。校内の相談窓口についても日頃から生徒・保護者に周知していく。

第3 いじめの早期解決への取組

本校では、目指す学校像の理念に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍のできる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) いじめ問題を発見し、事案の聞き取り調査を行う際には、事実行為の確認を行うことはもちろん、被害者生徒が当該行為によってどのように感じたか等、心理面の聞き取り等を丁寧に行う。また、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。
- (2) いじめ問題の対応は初期段階がとても大切であることを認識し、いじめ問題対策委員会が中心となって組織的に行う。
- (3) 本校では、本校職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (4) 本校では、23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、いじめ問題防止会議を設置する。

【構成員】

この会議の構成員には、管理職、教務主任、生徒指導主任、進路指導主事、学年主任、企画委員を充てる。

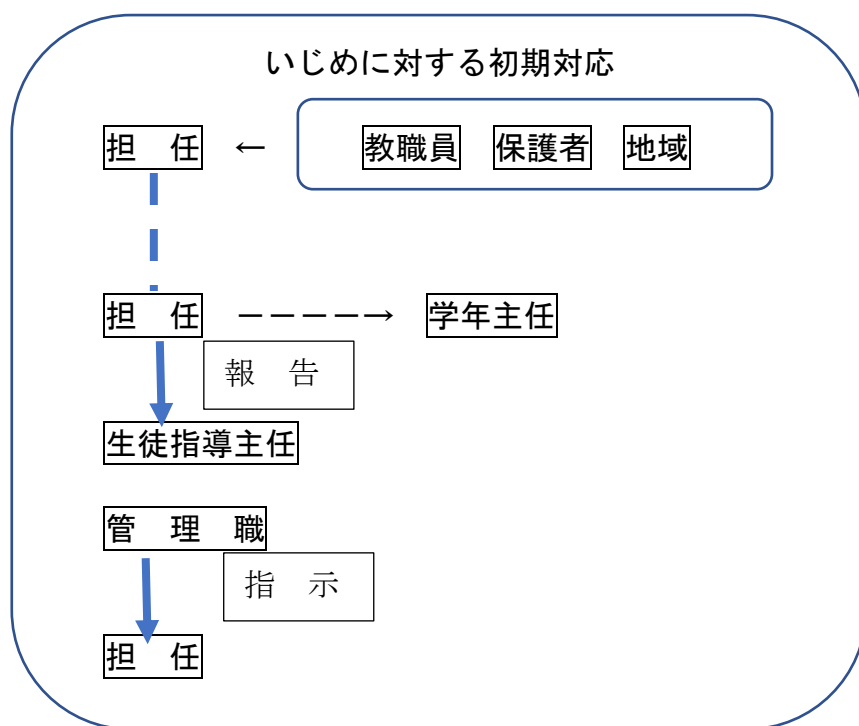
個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家等、学校いじめ外部専門員の派遣を県教育委員会に要請する。

【活動内容】

- ・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめの重大事態発生に係る再発防止に関すること。

【開催】

- ・いじめ事案が発生した時に、緊急で開催する。



第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

本校では、まず、重大事態の要件を全職員が理解し、埼玉県教育委員会に報告する。

公平性・中立性確保の観点からいじめ問題対策委員会を調査主体とし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、県教育委員会と連携し、県の学校いじめ外部専門員の派遣を県教育委員会に要請する。

重大事態の調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、目指す学校像の理念に基づき、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

(1) ロングホームルームを活用して、ネット問題について年1回生徒向け講演会を実施する。

(2) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

第7 年間行事予定

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	・ 新入生に対するいじめ防止教育（生徒指導部）	・ いじめ防止教育（学年・ 生徒指導部）	
	・ 各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定 ・ 企画委員会：「平成26年度学校基本方針」策定		
5 月	・ 自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した時間（在り方生き方教育推進委員会）		
6 月	・ 第1回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査 ・ 授業改善に関わる研究授業 ・ 学校評議員会において基本方針の協議（企画委員会）		
7 月	・ 「青少年のネットモラル啓発DVD」によるネットいじめ防止及びネット利用啓発（生徒指導部） ・ 「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 ・ 他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した時間（在り方生き方教育推進委員会）		
9 月	・ 文化祭開催を通じて、外部の方との関わり方について		
10 月	・ 自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（在り方生き方教育推進委員会）		
11 月	・ 生徒会によるいじめ撲滅取組発表会（いじめ撲滅強調月間の取組）		
12 月	・ 「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 ・ 集団・社会とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（在り方生き方教育推進委員会）		
1 月	・ 第2回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査（生徒指導部）		
2 月	・ 学校評議員会において基本方針の協議（企画委員会） ・ 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 ・ 人間としての在り方生き方とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（在り方生き方教育推進委員会）		
3 月	・ 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止対策委員会） ・ 企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会）		